



Title	沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明関係）復帰関連国内措置(3)(関連記事 外務省外交史料館レファレンス番号：H260130)
Author(s)	-
Citation	平成26年度外交記録公開(1)No.2 公開日：平成26年7月24日 外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号：H26-002
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43354
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

崗連記事

(

(
(
(
(

**政府公用者・国会議員の
沖縄渡航制限を緩和**
米民政府

【那覇支局二十一日電】本土沖入船隻は、有効期間二万年の教次、えつら、
領土の渡航簡素化にして、沖縄 往復入船許可が与えられる。これ
の米民政府は二十日、政府公用者 または直接間接に在りたる
国会議員の渡航制限を緩和す 總理府特選局や公務省の北米課員
に、と発表した。有効期間二万年の新
改正された内容の通り、
一、沖縄の復興準備のため
期的に沖縄を訪問する日本政府 閣二万年の教次往復入船許可が与
えらる。
一、各米大使在任中、沖縄に
いる船隻を訪問する目的のもの、
並びに沖縄に出張をもつ各社員
で、定期的な渡航目的で沖縄を訪
問するものは、有効期間二万年の
教次往復入船許可が与えられる。

沖縄渡航の簡素化発効

国会議員など大幅に

【那覇支局二十一日電】日本国会議員はすべて有効期 関係者の渡航が簡素化され、また 日本側としても、これに配合した
米高橋支局長は二十日、本土が 閣二万年の教次往復入船許可が与 国会議員については、これまで共
ら沖縄の渡航簡素化を発表し、 えられる。沖縄に日常的に出張所 産院議員の人数は一割認められ
た。この発表によると、渡航制限 を持つ日本の会社員で、定期的な 府から拒否されたが、今後は
簡素化は、過去数か月の間、本土 商用の目的で沖縄を訪れるものは 共有期間二か年の教次往復が認め
政府が沖縄の米民政府とて船 入で、沖縄の親族を訪問するもの 共有期間二か年の教次往復が認め
しがい進められてきた。
今回の簡素化の主要は、
一、国会議員の渡航制限を緩和す
一、有効期間二か年の教次往復入船許可
一、米高橋支局長が二十日、
閣二万年の教次往復入船許可が
与えられる。これまでは總理府
および各米大使在任中、この
簡素化は二十日発効した。
閣二万年の教次往復入船許可が
与えられる。この後、二か年
の有効期間を六十日を限度
の国政参加の関連をもつて注
目される。
本土側も来月から
政府は、米高橋支局長が二十
日発表した沖縄への渡航制限緩和
措置を歓迎している。このため、
専用のゲートを新設する。

復帰協脱会を表明

海員組合 運動方針を批判 沖 縄

【那覇二十一日電】沖縄協会の母体である海員組合は二十一日、同協会の脱会を表明し、復帰協の運動方針を批判した。復帰協の運動方針は、二十一日、那覇市で開かれた海員組合の臨時総会で、復帰協の運動方針を批判し、復帰協の脱会を表明した。復帰協の運動方針は、二十一日、那覇市で開かれた海員組合の臨時総会で、復帰協の運動方針を批判し、復帰協の脱会を表明した。

「復帰協の運動方針について、私は、復帰協の運動方針を批判し、復帰協の脱会を表明した。復帰協の運動方針は、二十一日、那覇市で開かれた海員組合の臨時総会で、復帰協の運動方針を批判し、復帰協の脱会を表明した。復帰協の運動方針は、二十一日、那覇市で開かれた海員組合の臨時総会で、復帰協の運動方針を批判し、復帰協の脱会を表明した。

沖縄渡航制限政治問題に

野党、撤廃要求へ

米施政権が力へ 政府は折衝に苦慮

衆議院通過を取り済みの渡航制限法は、沖縄の田舎に特別措置法をのべて、沖縄渡航制限法の問題として、ロロトス・アソシエーションが、米政府に渡航制限法の撤廃を要求している。また、渡航制限法は、米政府の施政権が力へ、政府は折衝に苦慮している。渡航制限法は、米政府の施政権が力へ、政府は折衝に苦慮している。

選挙に限り自由案も

この案は、米政府の施政権が力へ、政府は折衝に苦慮している。渡航制限法は、米政府の施政権が力へ、政府は折衝に苦慮している。渡航制限法は、米政府の施政権が力へ、政府は折衝に苦慮している。

米政府の施政権が力へ、政府は折衝に苦慮している。渡航制限法は、米政府の施政権が力へ、政府は折衝に苦慮している。渡航制限法は、米政府の施政権が力へ、政府は折衝に苦慮している。

復帰協の運動方針を批判し、復帰協の脱会を表明した。

昭和25年4月2日 読売新聞 朝刊(2面)

**沖縄から本土への渡航
簡素化を要望 琉球政府
が米側に**

【那覇、廿二日電】琉球政府出入管理庁が二十日明らかにしたところによると、琉球政府は本土と沖縄間の渡航簡素化について、このほど米政府に申し入れ要請を行なった。出入管理庁の大廳庁長によると、琉球政府の今回の申し入れは「沖縄から本土への渡航」の簡素化を目的としたものだが、それは米政府が目下米側と話し合いを進めている「本土から沖縄への渡航」簡素化に呼応するものである。

また、同庁長によると、琉球政府が米側に申し入れたおもな点は、これまで沖縄から本土への渡航の場合、本土から沖縄への渡航と同様、和文と英文の渡航申請書を提出することになっていたのを和文だけにする点、また一度沖縄から本土に渡航したものでない限り、改めて申請することなしに、旅次の往復を認めること、現在、米布令により学業および商員以外は旅次往復は認められていない、さらに共産主義および社会主義関係者を渡航禁止するもの

主として、琉球政府は、本土への渡航を米許可とする必要はないと主張している。また、米側の渡航許可停止措置は、現在米布令(四十七号)に基づき、琉球政府は渡航簡素化に關連してこの布令の改正をも要求している。